

第一項 會社ノ設立ニ關シテハ  
 第二項 會社ノ組織ニ關シテハ  
 第三項 會社ノ業務ニ關シテハ  
 第四項 會社ノ解散ニ關シテハ  
 第五項 會社ノ清算ニ關シテハ  
 第六項 會社ノ其他ノ事項ニ關シテハ

第一項 會社ノ設立ニ關シテハ  
 第二項 會社ノ組織ニ關シテハ  
 第三項 會社ノ業務ニ關シテハ  
 第四項 會社ノ解散ニ關シテハ  
 第五項 會社ノ清算ニ關シテハ  
 第六項 會社ノ其他ノ事項ニ關シテハ

財團法人協調會大阪支所

但シ日給工賃ノ者ハ日給ノ倍額ヲ支給スルコト  
 第二項職工ノ都合上退職ナス場合ハ第一項ノ半額ヲ支給スル事  
 第三項職工年齢三十五才以上ノ者ニシテ退職ナス場合ニハ第一  
 項解雇手當分ヲ支給スルコト  
 但シ起算ハ當會社就職ノ日ヨリナスコト  
 右ノ條項職工大會ノ決議ニヨリ要求ス  
 會社審議ノ上來ル十五日正午回答被下度候也  
 大正拾貳年四月十四日

- 代表者
- 藤岡捨次郎、吉名寅次郎、富井榮太郎
  - 野本松太郎、宮崎鐵三郎、田川萬太郎
  - 米澤末三郎、中西丑松、阿部幸吉
  - 中村重吉、谷菊藏、伊澤佐五郎
  - 正條房吉、福岡久一